

令和2年度印西クリーンセンター操業実績
及び公害防止協定に基づく環境報告書

令和3年6月

印西地区環境整備事業組合

目 次

報告 1 令和 2 年度操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について

- | | |
|---|--------|
| 1. 月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況 | P1～3 |
| 2. 公害防止協定等に基づく環境測定及び放射性物質汚染対処特別措置法に基づく放射能測定 | P4 |
| 3. 排出ガス測定結果 | P5 |
| 4. 騒音・振動測定結果 | P6 |
| 5. 悪臭測定結果 | P7～8 |
| 6. 処理水の水質測定結果 | P9 |
| 7. ごみ質分析結果 | P10 |
| 8. ダイオキシン類及び放射能の測定結果 | P11～14 |

報告 2 焼却灰の処理状況 P15

※資料編

報告事項 1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について

報告1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について

1. 月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況

今回、令和2年度の月別ごみ搬入量及び焼却量、操業状況を報告します。報告事項1(表-1)

(1)ごみ搬入量

①ごみ総搬入量

・令和2年度ごみ総搬入量は49,773tで昨年度と比べ、1,082tの増となっています。報告事項1(表-1)

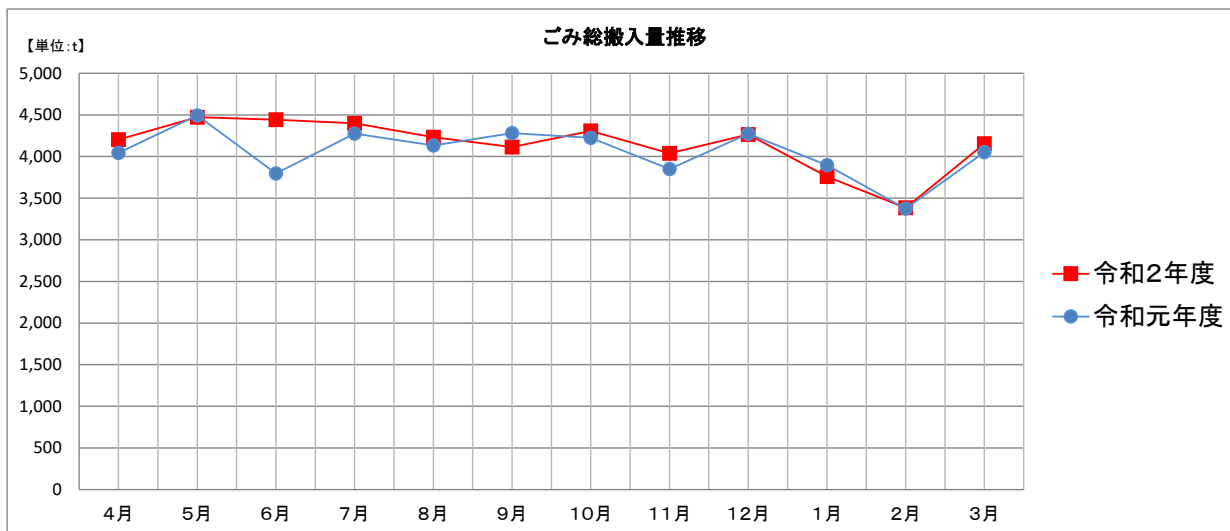


図-1

②1人1日当たりのごみ量(事業系を除く)

・令和2年度1人1日当たりのごみ量は平均で530gで昨年度と比べと14gの増となっています。報告事項1(表-1)

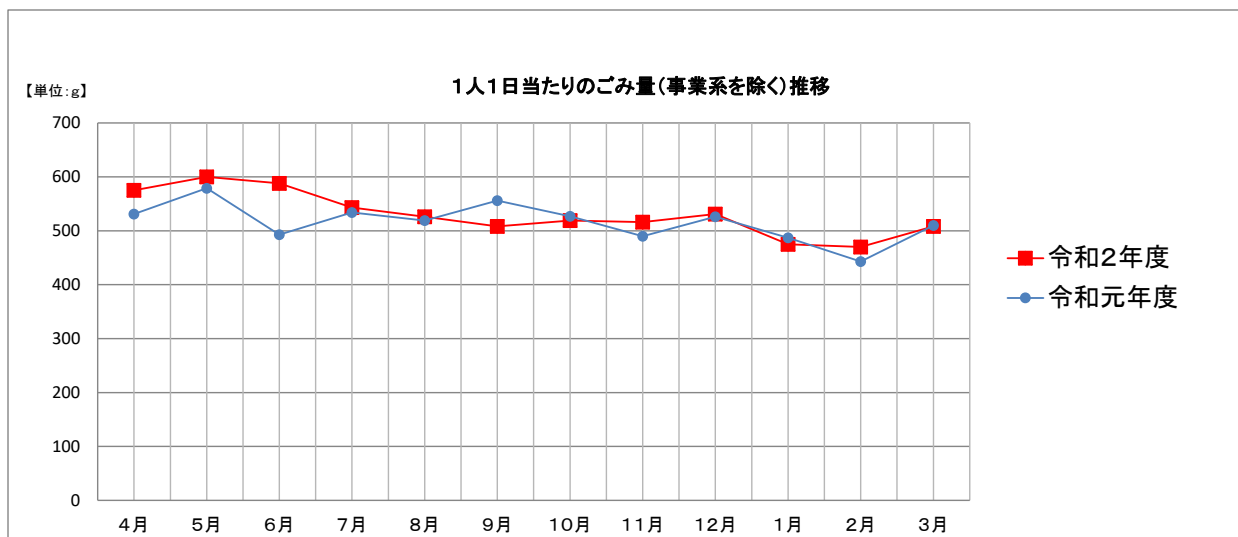


図-2

③各構成市町1人1日当たりのごみ量(事業系を除く)

・令和2年度各構成市町1人1日当たりのごみ量は平均で印西市543g、白井市515g、栄町510gとなっています。 報告事項1(表-1)

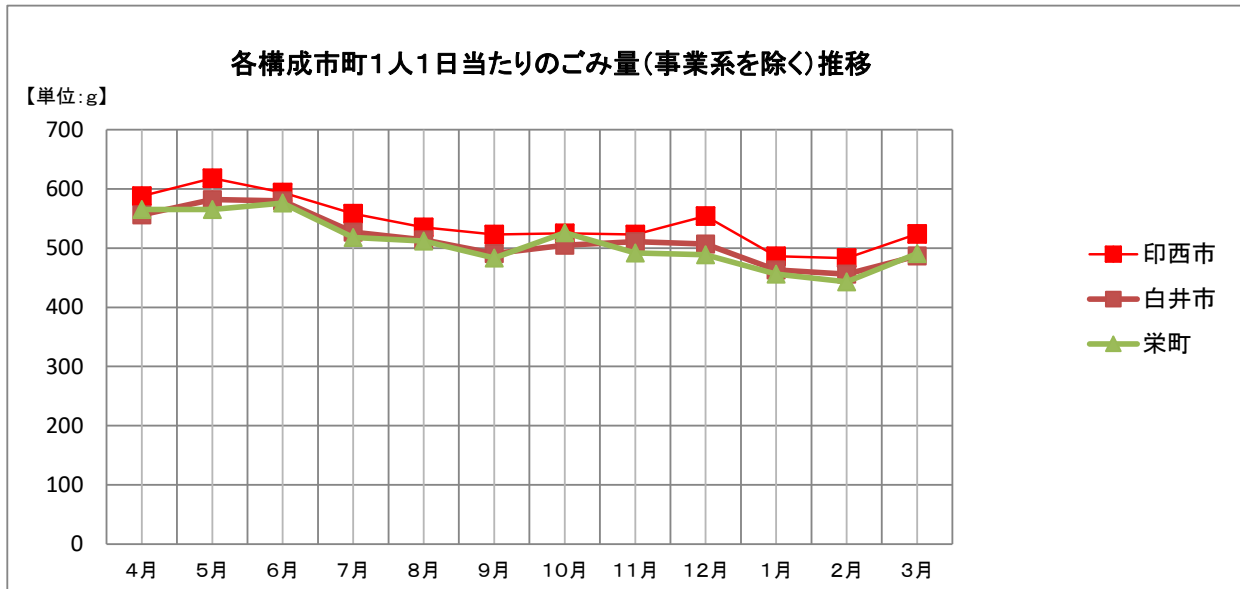


図-3

④事業系ごみ搬入量

・令和2年度の事業系ごみの搬入量は13,262tあり、昨年度と比べ82tの減となっています。 報告事項1(表-1)

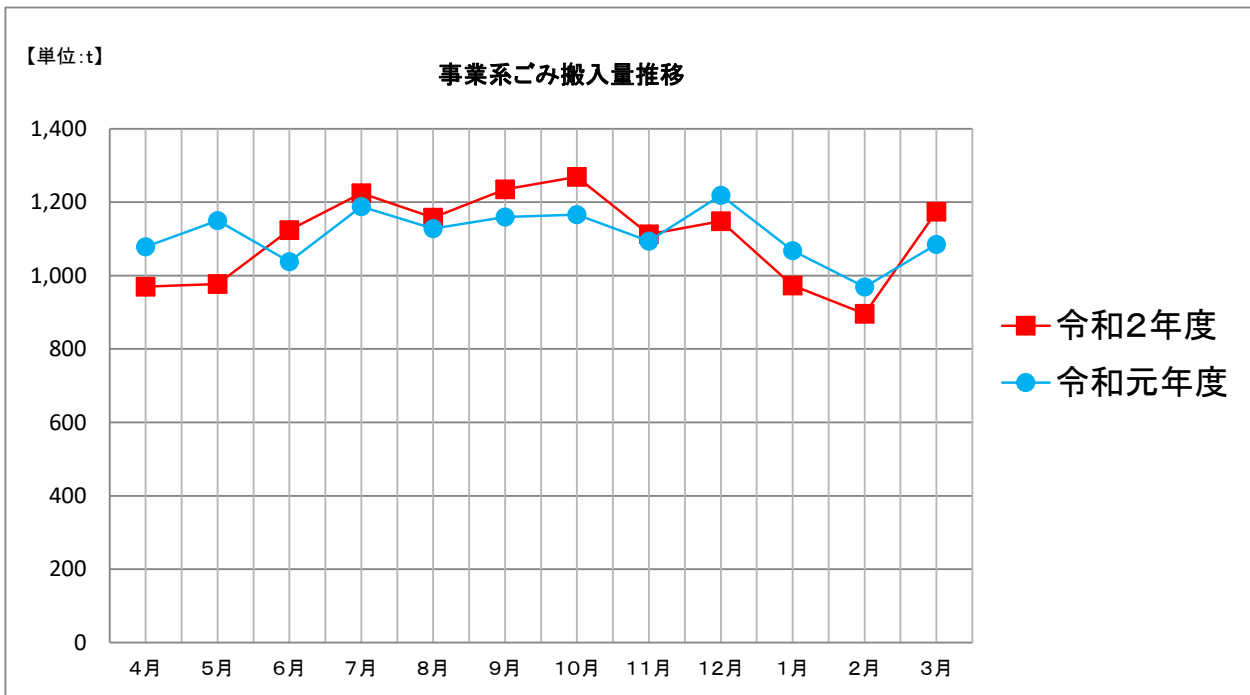


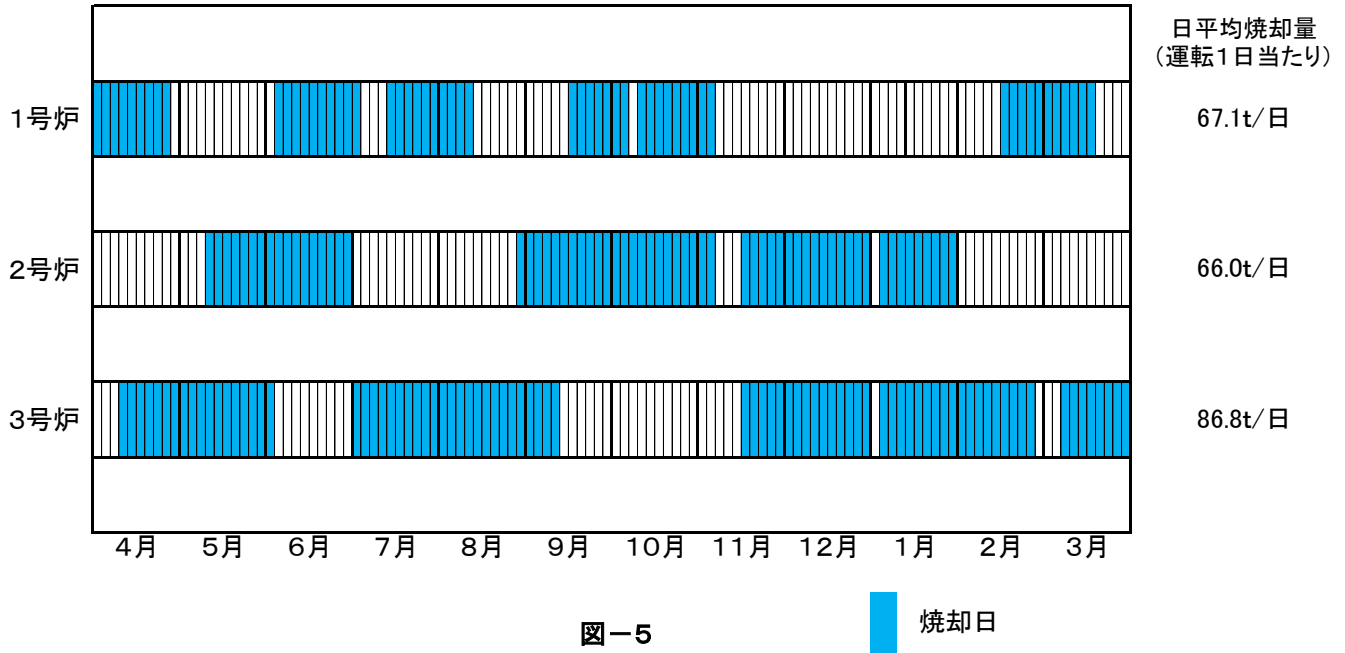
図-4

(2)ごみ焼却状況

焼却炉の稼働状況については(図-5)のとおりです。

焼却日数及び焼却日等について、報告事項1(表-1)に示します。

令和2年度中、2炉で焼却した日数は、252日で、全体の72.0%でした。



【故障等による休炉や停止状況】

- ・10月4日13時20分頃、1号炉焼却(回転キルン)設備の故障により停止しました。
原因は特定できませんでしたが設備は復旧し、10月8日から焼却を再開しました。

2. 公害防止協定等に基づく環境測定及び放射性物質汚染対処特別措置法に基づく放射能測定

表1に公害防止協定等に基づく環境測定項目ごとの測定時期及び測定場所を示します。

表1. 公害防止協定等に基づく環境測定

環境測定項目		測定頻度	測定時期	測定及び採取場所
排ガス	ばいじん、SO _x 、NO _x 、HCl、Hg	年6回	1号炉 7月、2月 2号炉 5月、11月 3号炉 6月、12月	煙突内(測定孔)
	重金属類	年2回	6月、11月	煙突内(測定孔)
騒音		年2回	5月、11月	敷地境界(2ヶ所)
振動		年2回	5月、11月	敷地境界(2ヶ所)
悪臭	悪臭物質	年2回	7月、1月	敷地境界(2ヶ所) 煙突出口・臭突出口
	臭気濃度	年2回	7月、1月	敷地境界(2ヶ所) 煙突出口・臭突出口
処理水の水質測定		年1回	6月	工場内排水処理室
ごみ質分析		年4回	5月、8月、11月、2月	ごみピット内
排ガス	ダイオキシン類	年6回	1号炉 7月、2月 2号炉 5月、11月 3号炉 6月、12月	煙突内(測定孔)
焼却灰		年3回	1号炉 7月 2号炉 5月 3号炉 6月	灰押し機出口
処理飛灰		年2回	5月、11月	飛灰処理器出口

表2に放射性物質汚染対処特別措置法に基づく放射能測定項目ごとの測定頻度及び測定場所を示します。

表2. 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく放射能測定計画

放射能測定項目		測定頻度	測定及び採取場所
排ガス	放射セシウム134 放射セシウム137	年18回	煙突内(測定孔)
焼却灰		月1回	灰押し機出口
処理飛灰			飛灰処理機出口
空間線量		週1回	工場敷地内及び敷地境界(9箇所)

3. 排ガス測定結果

(1)ばいじん、SO_x、NO_x、HCl、Hg

排ガス中のばいじん等の測定は煙突内の各炉の測定孔で年間6回測定しています。

測定結果については報告事項1(表-2)①に示します。

測定結果は全て協定値以下となっています。

(2)重金属類

排ガス中の重金属類について煙突内の各炉の測定孔で年間2回測定しています。

測定結果については報告事項1(表-7)に示します。

測定結果は全て定量下限値以下となっています。

どちらの測定位置も(図-6)で示された測定孔で実施しています。

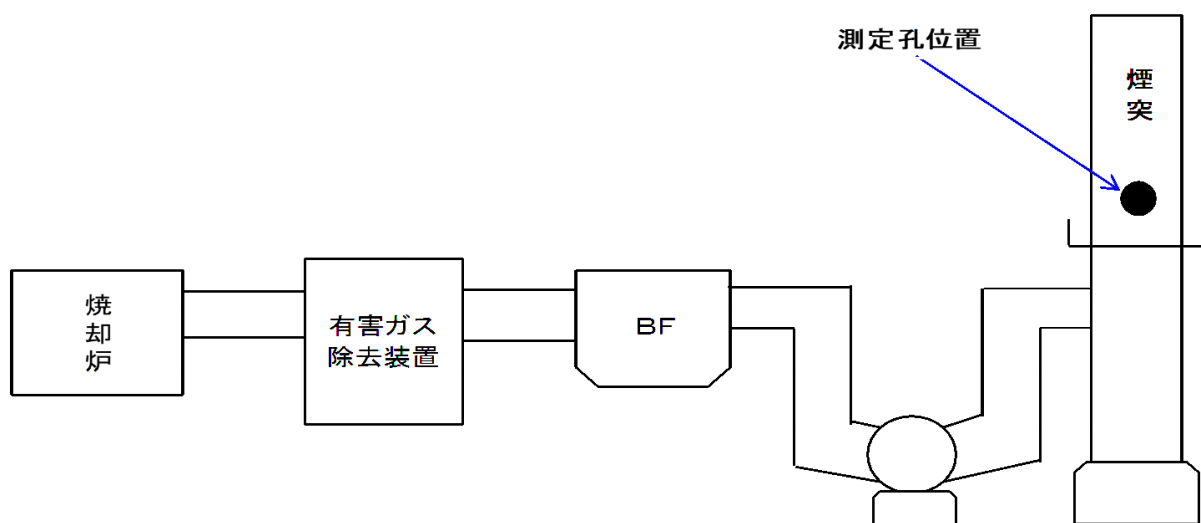


図-6

4. 騒音・振動測定結果

騒音・振動については年間2回、印西クリーンセンター(以下「センター」という)の敷地境界の2地点で測定を行っています。(図-7)

測定結果については報告事項1(表-3)に示します。

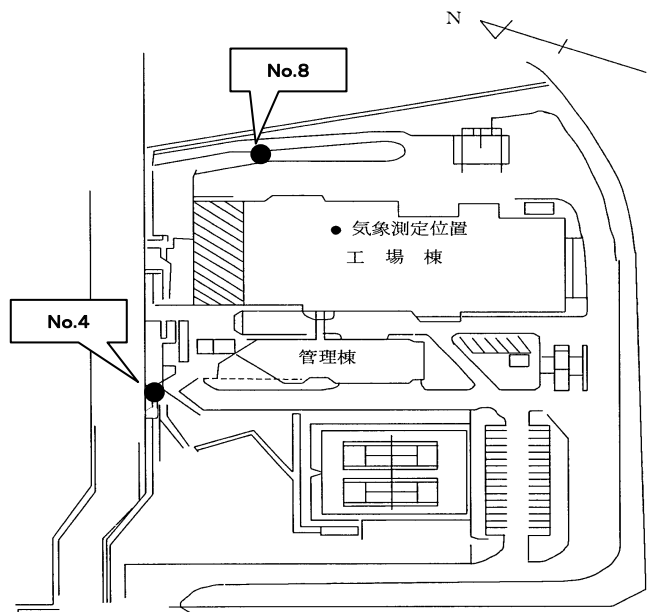


図-7

(1) 騒音

測定結果は全て協定値以下となっています。

(2) 振動

測定結果は全て協定値以下となっています。

5. 悪臭測定結果

悪臭物質と臭気濃度について①敷地境界、②煙突出口、③臭突出口において年2回測定を実施しています。

測定場所については、(図-8及び図-8-2)になります。

悪臭物質測定の測定結果については**報告事項1(表-4)**に、臭気濃度測定の測定結果については**報告事項1(表-5)**に示します。

(1) 悪臭物質濃度

公害防止協定第6条(4)別表4に基づき生活環境を損なうおそれのある特定悪臭物質、22種類のうち主な5種類の物質測定を実施しています。(排出口においては3種類)

令和2年7月16日の調査で、アンモニアの値が煙突出口1.5Nm³/h、令和3年1月20日の調査で、アンモニアの値が煙突出口0.5Nm³/h検出されておりますが、いずれも協定値を大きく下回る値です。

(2) 臭気濃度

令和2年7月16日及び令和3年1月20日の調査において、敷地境界、煙突出口及び臭突出口いずれも、目標値を超過することはありませんでした。

臭気濃度測定は、人間の嗅覚を用いて臭気の程度を判定する三点比較式臭袋法という方法で、採取した試料(空気)と無臭の空気を嗅ぎ分け、その正解率により指数を算出するもので、臭いの原因や対策は難しいものとなっておりますが、基本には、焼却前のごみを十分に攪拌し、燃焼を安定させて完全燃焼することが重要であることから、今まで以上にごみの攪拌を行い、常に完全燃焼を心掛けた運転管理に努めていきます。

①敷地境界

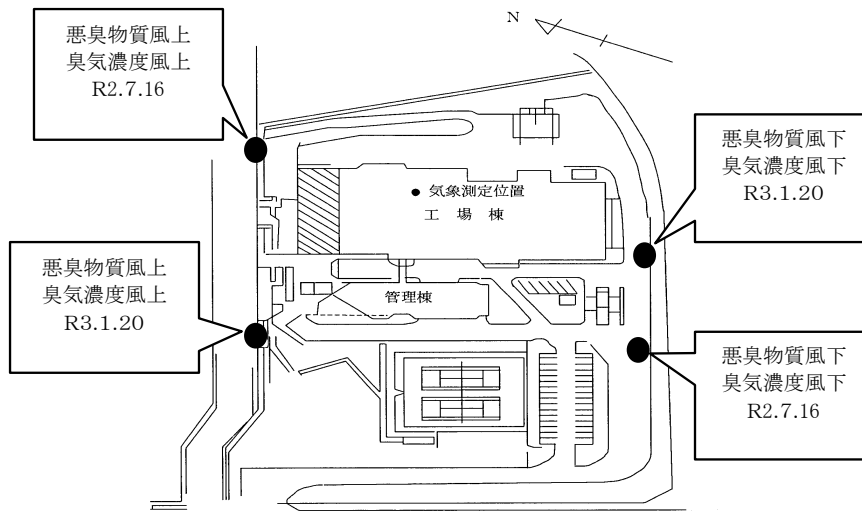


図-8

②煙突出口 ③臭突出口 位置図

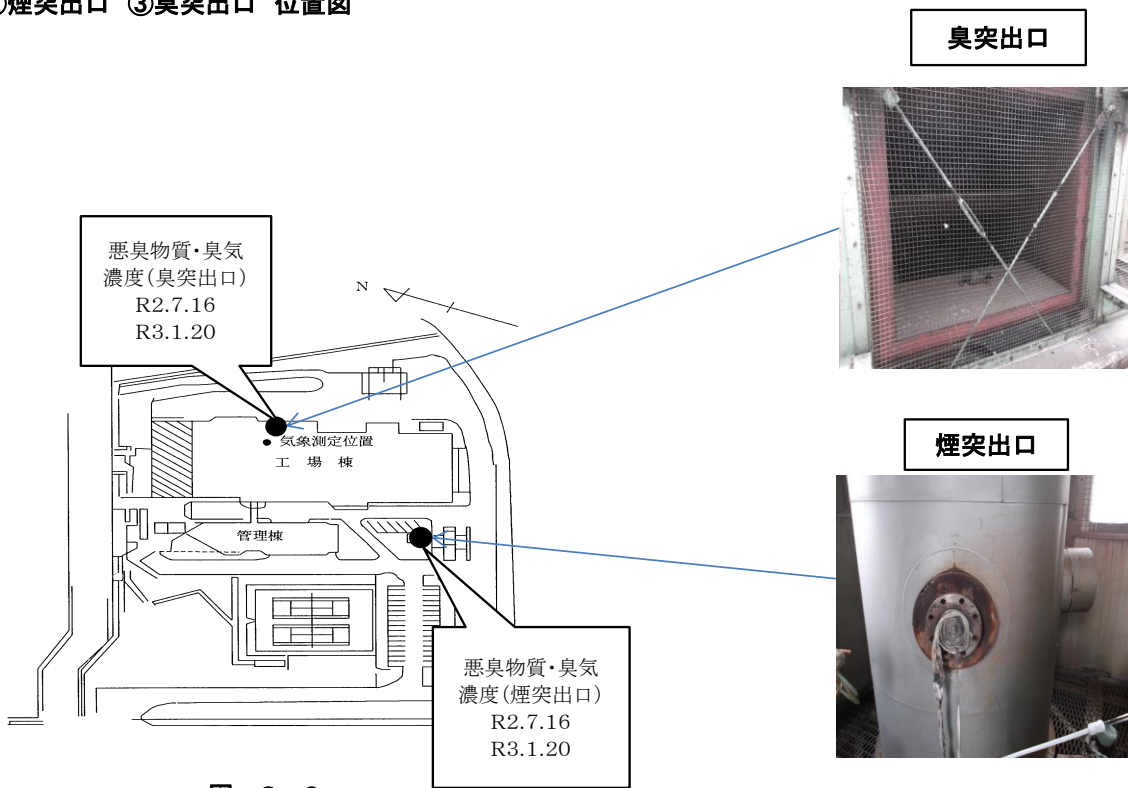


図-8-2

6. 処理水の水質測定結果

処理水の水質測定については、令和2年6月25日に実施しており、報告事項1(表-6)に示します。

測定場所については(図-9)になります。

公害防止測定値は協定書第6条第5項、調査測定は同書第8条に規定されておりますが、健康被害を生ずるおそれのある10物質を測定しています。

また、当施設はクローズド方式として通常運転時は外部に処理水を放流することはありません。

測定結果は、すべて不検出でした。

処理水測定位置図

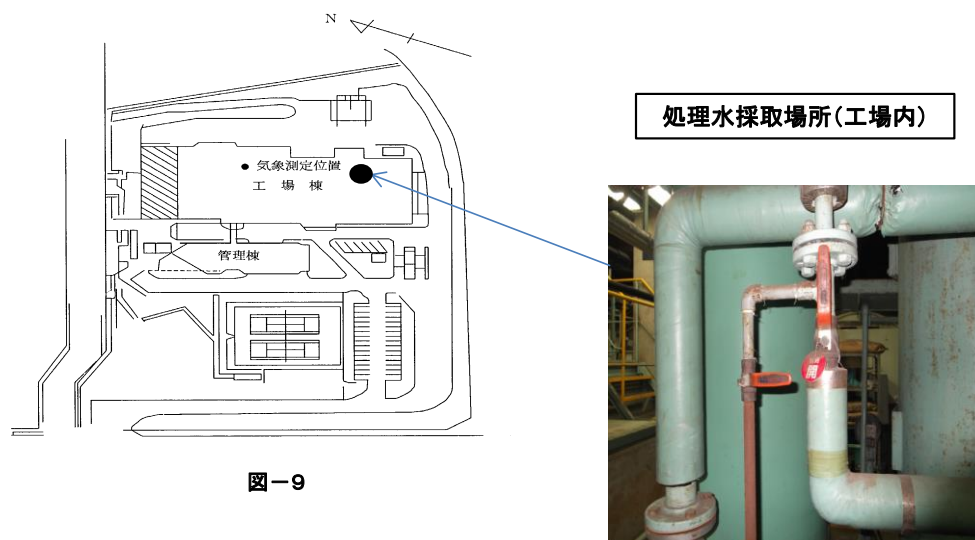


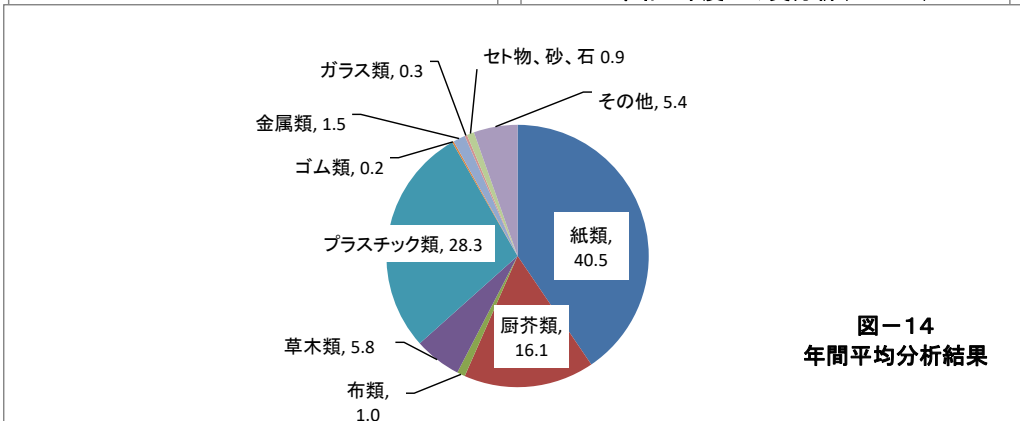
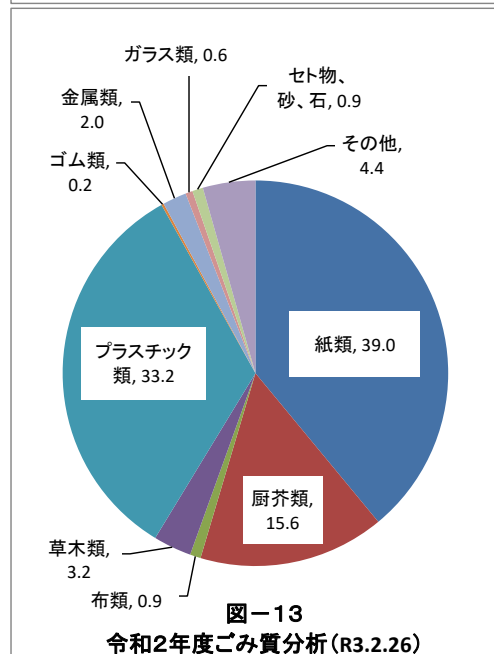
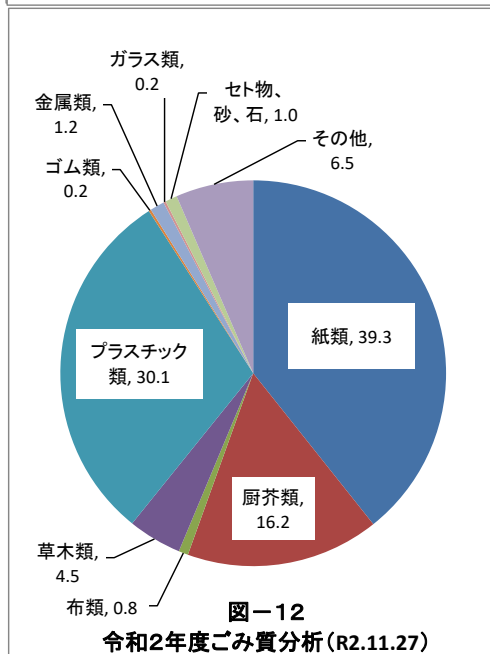
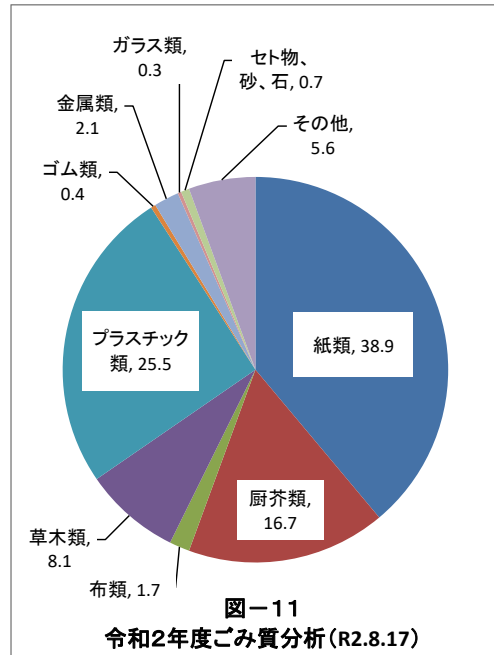
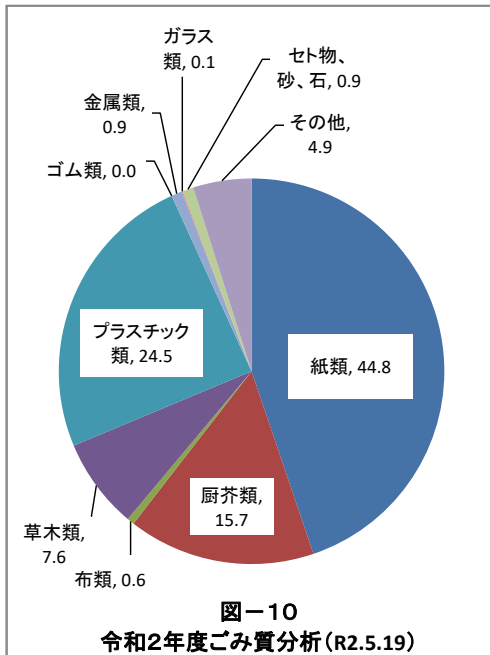
図-9

7. ごみ質分析結果

センターに搬入される可燃ごみのごみ質分析を年4回実施しています。

分析結果について報告事項1(表-8)に示します。(図-10~14)

年間平均分析結果(図-14)では、全体的に紙類の割合が多く、次にプラスチック類、厨芥類の順になっています。



8. ダイオキシン類(排ガス・焼却灰・処理飛灰)及び放射能(焼却灰・処理飛灰・排ガス・空間線量)の測定結果

ダイオキシン類については、排ガス、各炉年2回、合計6回、焼却灰、各炉年間1回、合計3回、処理飛灰、年間2回測定しています。

放射性物質については、排ガス年18回、焼却灰、処理飛灰は年12回測定しています。

(1)ダイオキシン類

ダイオキシン類測定結果を報告事項1(表-2)②に示します。

1～3号炉の各測定において、微量ながらダイオキシン類が検出されておりますが、いずれも協定値を大きく下回る値となっております。

(2)放射性物質

放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、焼却灰及び処理飛灰の放射能物質を測定しています。

焼却灰及び処理飛灰の放射性セシウムの測定結果を(図-15)示します。

測定値についてはセシウム134と137の合計値です。

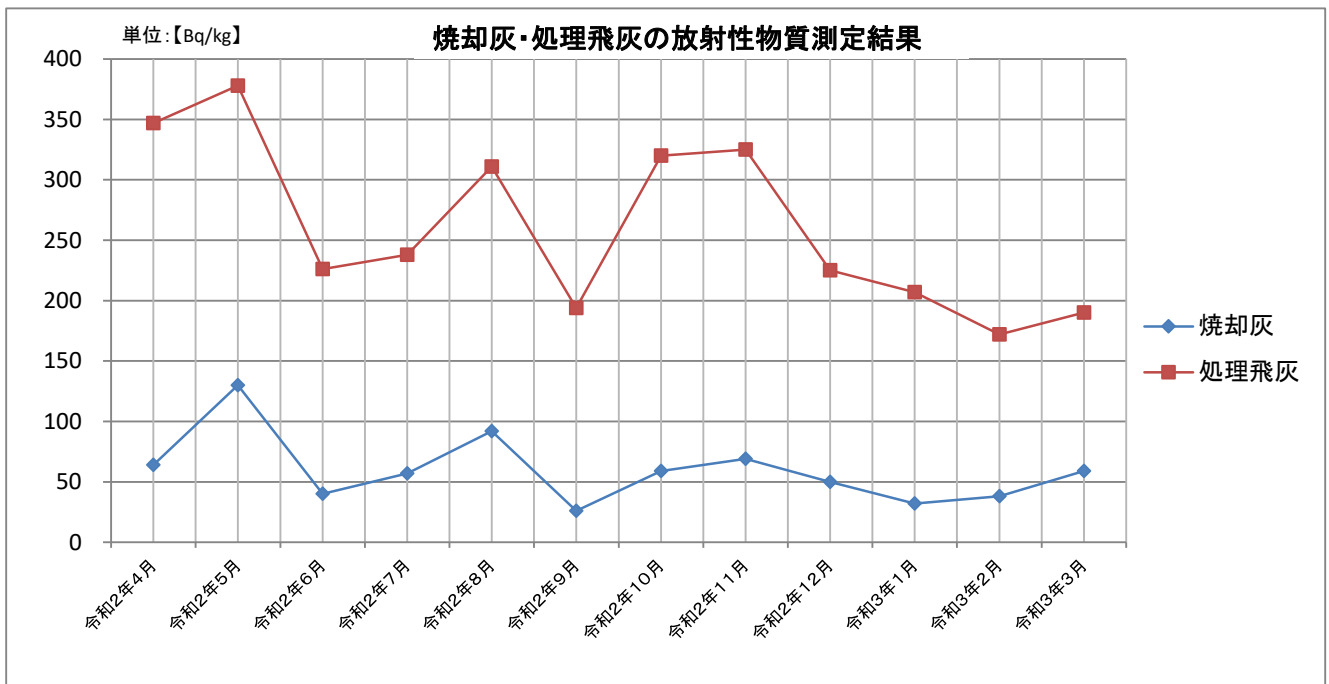


図-15

排ガスについても毎月検査を実施していますが、これまで放射性物質が検出されたことはありません。

令和2年度 印西クリーンセンター 放射性物質測定結果(焼却灰)

採取日時		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		R2.4.24	R2.5.25	R2.6.16	R2.7.10	R2.8.3	R2.9.1	R2.10.5	R2.11.2	R2.12.4	R3.1.13	R3.2.24	R3.3.12
主灰 (Bq /kg)	放射性セシウム (Cs-134)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	放射性セシウム (Cs-137)	64	130	40	57	92	26	59	69	50	32	38	59
	放射性セシウム 【合計】	64	130	40	57	92	26	59	69	50	32	38	59
飛灰 (Bq /kg)	放射性セシウム (Cs-134)	12	21	16	ND	14	ND	16	14	15	ND	ND	ND
	放射性セシウム (Cs-137)	335	357	210	238	297	194	304	311	210	207	172	190
	放射性セシウム 【合計】	347	378	226	238	311	194	320	325	225	207	172	190

ND: 検出下限値(10Bq/kg)以下につき不検出
測定結果は有効数値3桁とし、それ以降は四捨五入して標記

測定者: 株式会社 ダイワ

測定方法: 放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省 平成25年3月 第2版)

ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメリー(文部科学省 平成4年)

(3)空間線量

工場敷地内及び敷地境界の9箇所において週1回放射能の空間線量を測定しています。

測定箇所と測定頻度が多いため測定場所5地点の月平均放射線量値(地上高100cm)の推移について(図-16)に示します。

敷地境界の放射能の空間線量の値はほぼ横ばい傾向にあります。

測定位置図

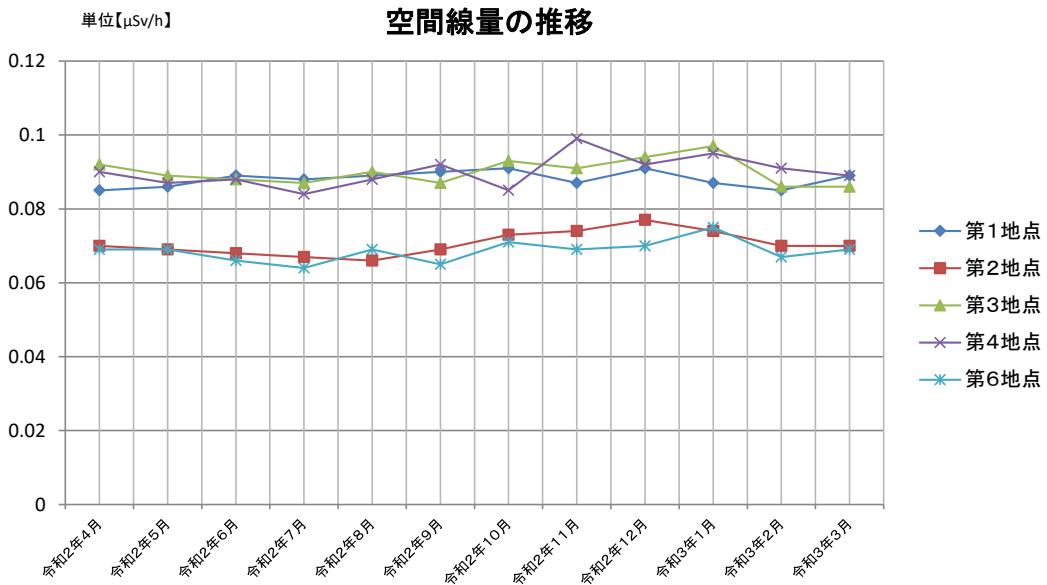
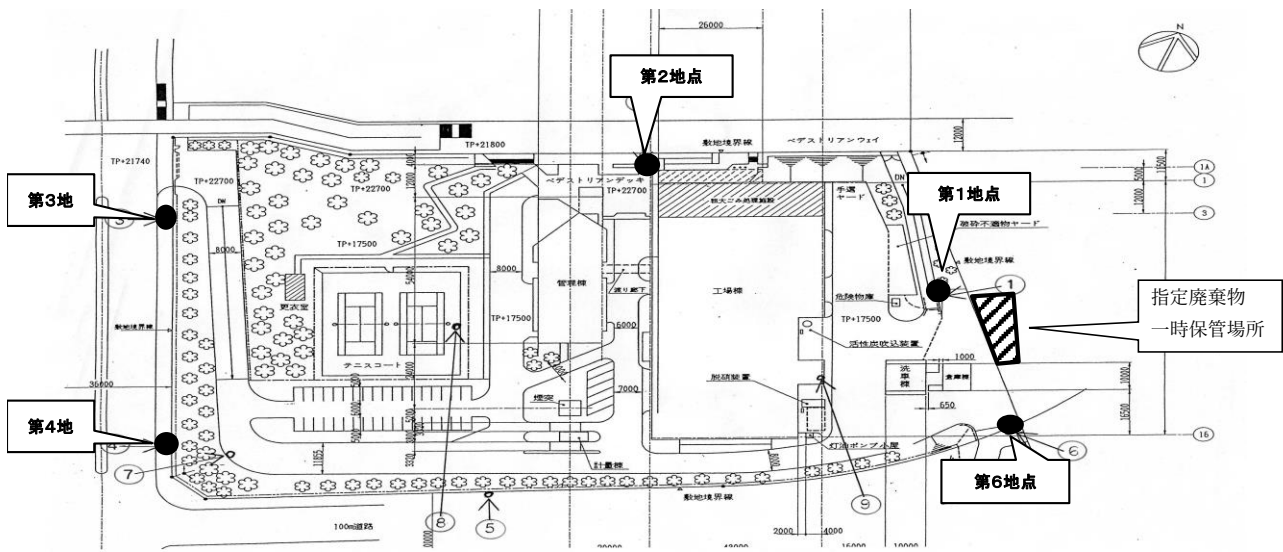


図-16

印西クリーンセンター敷地境界における空間放射線量測定結果（100cmの数値及び月平均値）

年 月 日		単位[$\mu\text{Sv/h}$]				
		第1地点	第2地点	第3地点	第4地点	第6地点
令和2年4月	令和2年4月6日	0.085	0.067	0.090	0.092	0.066
	令和2年4月14日	0.087	0.069	0.093	0.090	0.071
	令和2年4月21日	0.081	0.070	0.094	0.088	0.069
	令和2年4月27日	0.085	0.072	0.090	0.089	0.068
	月平均値	0.085	0.070	0.092	0.090	0.069
令和2年5月	令和2年5月7日	0.089	0.071	0.088	0.084	0.069
	令和2年5月11日	0.078	0.064	0.089	0.081	0.068
	令和2年5月18日	0.089	0.072	0.089	0.094	0.073
	令和2年5月25日	0.088	0.069	0.090	0.090	0.067
	月平均値	0.086	0.069	0.089	0.087	0.069
令和2年6月	令和2年6月1日	0.090	0.069	0.086	0.092	0.063
	令和2年6月8日	0.093	0.069	0.097	0.087	0.068
	令和2年6月15日	0.090	0.067	0.085	0.083	0.066
	令和2年6月23日	0.086	0.066	0.087	0.091	0.062
	令和2年6月29日	0.088	0.071	0.085	0.086	0.069
	月平均値	0.089	0.068	0.088	0.088	0.066
令和2年7月	令和2年7月6日	0.086	0.070	0.090	0.082	0.064
	令和2年7月13日	0.086	0.064	0.084	0.087	0.067
	令和2年7月20日	0.088	0.062	0.091	0.081	0.066
	令和2年7月27日	0.090	0.071	0.082	0.085	0.059
	月平均値	0.088	0.067	0.087	0.084	0.064
令和2年8月	令和2年8月3日	0.091	0.065	0.087	0.088	0.064
	令和2年8月11日	0.088	0.065	0.091	0.085	0.069
	令和2年8月17日	0.089	0.066	0.094	0.085	0.072
	令和2年8月24日	0.087	0.071	0.089	0.088	0.069
	令和2年8月31日	0.090	0.065	0.089	0.094	0.071
	月平均値	0.089	0.066	0.090	0.088	0.069
令和2年9月	令和2年9月7日	0.090	0.066	0.088	0.101	0.063
	令和2年9月14日	0.093	0.069	0.083	0.088	0.067
	令和2年9月23日	0.090	0.068	0.090	0.093	0.067
	令和2年9月28日	0.085	0.071	0.088	0.086	0.064
	月平均値	0.090	0.069	0.087	0.092	0.065
令和2年10月	令和2年10月5日	0.093	0.072	0.096	0.085	0.073
	令和2年10月12日	0.086	0.076	0.088	0.083	0.066
	令和2年10月19日	0.093	0.073	0.101	0.089	0.074
	令和2年10月26日	0.093	0.070	0.088	0.084	0.070
	月平均値	0.091	0.073	0.093	0.085	0.071
令和2年11月	令和2年11月2日	0.085	0.071	0.090	0.094	0.065
	令和2年11月9日	0.086	0.070	0.091	0.096	0.067
	令和2年11月16日	0.086	0.073	0.094	0.100	0.073
	令和2年11月24日	0.086	0.083	0.089	0.101	0.068
	令和2年11月30日	0.092	0.072	0.089	0.104	0.073
	月平均値	0.087	0.074	0.091	0.099	0.069
令和2年12月	令和2年12月7日	0.085	0.074	0.091	0.092	0.068
	令和2年12月14日	0.095	0.079	0.094	0.093	0.072
	令和2年12月21日	0.094	0.075	0.089	0.093	0.068
	令和2年12月28日	0.088	0.078	0.101	0.088	0.072
	月平均値	0.091	0.077	0.094	0.092	0.070
令和3年1月	令和3年1月4日	0.082	0.072	0.097	0.096	0.074
	令和3年1月12日	0.087	0.078	0.098	0.099	0.077
	令和3年1月18日	0.092	0.076	0.100	0.093	0.071
	令和3年1月25日	0.088	0.070	0.091	0.092	0.077
	月平均値	0.087	0.074	0.097	0.095	0.075
令和3年2月	令和3年2月1日	0.081	0.067	0.086	0.087	0.067
	令和3年2月8日	0.086	0.078	0.084	0.095	0.070
	令和3年2月16日	0.085	0.069	0.085	0.086	0.063
	令和3年2月22日	0.088	0.066	0.088	0.096	0.068
	月平均値	0.085	0.070	0.086	0.091	0.067
令和3年3月	令和3年3月1日	0.093	0.073	0.085	0.089	0.070
	令和3年3月9日	0.090	0.068	0.088	0.091	0.067
	令和3年3月15日	0.085	0.072	0.088	0.090	0.068
	令和3年3月22日	0.087	0.070	0.083	0.091	0.071
	月平均値	0.089	0.070	0.086	0.089	0.069

※放射線測定器（環境放射線モニタ PA-1000 Radi）は年1回専門業者へ点検に出しています。

令和3年2月1日分の測定は他社より同型式の測定器を借用して測定を行いました。測定値は通常と比較して大きな乖離はありませんでした。

報告2 焼却灰の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値(8,000Bq/kg)以下であることを確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

基準値を超えた飛灰(平成23年7月、8月発生の指定廃棄物)は約130tあり、ドラム缶(252缶)、フレコンバッグ(120袋)に入れて一時保管しています。この指定廃棄物は国において処分するものです。

(令和2年度)

区 分	搬 出 先	搬 出 量
焼却灰	印西地区一般廃棄物最終処分場	6,019t

資料編

報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について

報告事項－1) 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について

表－1) 令和2年度月別ごみ搬入量及び焼却量等の操業状況

区分	令和2年度										令和元年度			千葉県		
	ごみ総搬入量 (うちカッコ内は事業系ごみ量) (単位:t)	事業系割合 (%)	ごみ焼却量 (単位:t)	焼却日数 焼却日			月間焼却 日数	2炉運転 日数	月末人口 (人)	1人1日当たりのごみ量(事業系除く) 市町村別内訳 (単位:g)			ごみ総搬入量 (うちカッコ内は事業系ごみ量) (単位:t)		ごみ焼却量 (単位:t)	1人1日当たりのごみ量 (事業系除く) (単位:g)
				1号炉	2号炉	3号炉				栄	印西	白井				
4月	4,204 (970)	23.1	3,518	27 1~27	0 —	20 11~30	30	17	187,620	575 栄 565	印西 白井	588 556	4,044 (1,079)	3,396	531	
5月	4,473 (977)	21.8	4,152	0 —	22 10~31	31 1~31	31	22	187,934	600 栄 565	印西 白井	618 582	4,494 (1,150)	3,489	579	
6月	4,442 (1,124)	25.3	3,825	27 4~30	29 1~29	2 1~2	30	28	188,222	588 栄 576	印西 白井	594 580	3,796 (1,038)	3,781	493	
7月	4,399 (1,225)	27.8	4,304	22 1~3 13~31	0 —	31 1~31	31	22	188,382	543 栄 518	印西 白井	558 527	4,276 (1,188)	4,375	534	
8月	4,232 (1,158)	27.4	3,509	11 1~11	2 30~31	31 1~31	31	13	188,563	526 栄 512	印西 白井	535 514	4,133 (1,128)	2,934	519	
9月	4,113 (1,235)	30.0	4,297	15 16~30	30 1~30	14 1~14	30	29	188,866	508 栄 483	印西 白井	523 491	4,280 (1,160)	3,918	556	
10月	4,308 (1,269)	29.5	4,112	28 1~4 8~31	31 1~31	0 —	31	28	188,986	519 栄 526	印西 白井	525 505	4,224 (1,166)	3,987	527	
11月	4,039 (1,113)	27.6	2,863	6 1~6	19 1~6 18~30	15 16~30	21	19	189,137	516 栄 492	印西 白井	523 511	3,849 (1,094)	2,944	490	
12月	4,264 (1,148)	26.9	4,507	0 —	29 1~29	29 1~29	29	29	189,227	531 栄 489	印西 白井	554 507	4,272 (1,219)	4,399	526	
1月	3,760 (973)	25.9	3,938	0 —	24 6~29	27 5~31	27	24	189,209	475 栄 456	印西 白井	486 463	3,897 (1,068)	3,957	487	
2月	3,384 (896)	26.5	3,038	12 17~28	0 —	27 1~27	28	11	189,131	470 栄 443	印西 白井	483 456	3,374 (969)	2,915	443	
3月	4,155 (1,174)	28.3	3,052	18 1~18	0 —	23 9~31	31	10	189,273	508 栄 491	印西 白井	524 487	4,052 (1,085)	3,512	510	
合計 前年同期	49,773 [13,262] 48,691 [13,344]	26.6 27.4	45,115 43,607	166	186	250	350	252	—	—	—	—	48,691 [13,344] 47,079 [13,052]	43,607 43,494	—	
平均	4,148 [1,105]	26.6	3,760	14	16	21	29	21	—	530 栄 510	印西 白井	543 515	4,058 [1,112]	3,634	516	

※合計欄は、実測値を四捨五入したものです。端数に誤差が生じます。
※定期点検・補修の為、11/7~11/15まで全炉を停止しました。

【故障等による休炉や停止状況】

- ・10月4日13時20分頃、1号炉焼却(回転キルン)設備の故障により停止しました。原因は特定できませんでしたが設備は復旧し、10月8日から焼却を再開しました。

表-2) ①排出ガス測定

【説明】

公害防止協定値については、印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書(以下、協定書という)の第6条第1項に規定されています。

排出ガスにおいては有害物質とされているばいじん(ダスト)、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素は、大気汚染の原因とされており、大気汚染防止法等によって排出濃度が規制されています。

公害防止協定値では大気汚染防止法を上回る厳しい基準を設定しております。

【有害物質への対応について】

- ・ ばいじん(ダスト) — 物の燃焼時に発生する固形物(すすや灰等)ですが、バグフィルターで99.9%以上捕集しています。
- ・ 硫黄酸化物 — 石油等の化石燃料が燃焼することで発生するもので、酸性雨の原因とされていますが、有害ガス除去装置により消石灰を噴霧して反応させ除去抑制しています。
- ・ 窒素酸化物 — 空気による燃焼過程を持つ施設では必ず発生し、光化学オキシダントを生成しますが、尿素水を噴霧することにより、抑制しています。
- ・ 塩化水素 — 塩化ビニル樹脂の焼却で発生し、水に溶けると塩酸になりますが、有害ガス除去装置により消石灰を噴霧して反応させ除去、抑制しています。
- ・ 水銀 — 有害ごみ(乾電池、蛍光管、水銀入り温度計等)の正しい出し方の啓発をしています。

区 分	単 位	規制値	協定値	定量下限値	測定値(O ₂ 12%換算値)						備考 【測定方法】
					1号炉 R2.7.21	2号炉 R2.5.19	3号炉 R2.6.1	1号炉 R3.2.26	2号炉 R2.11.27	3号炉 R2.12.23	
ばいじん	g/Nm ³	0.08	0.03	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	JIS Z-8808
硫黄酸化物(SO _x)	ppm	1900	50	1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	JIS K-0103
窒素酸化物(NO _x)	ppm	250	120	10	38	39	39	45	39	35	JIS K-0104
塩化水素(HCl)	ppm	430	80	10	26	24	21	20	23	17	JIS K-0107
水銀(Hg)	ガス状	50	—	0.5	ND	ND	ND	ND	1.1	ND	環境省告示第94号
	粒子状				ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	合 計				ND	ND	ND	ND	1.1	ND	

※ NDは定量下限値未満を示しています。

表-2) ②排出ガス測定(ダイオキシン類)

【説明】

ダイオキシン類とはダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律105号)において、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの3種類と定義されています。

この3種類の中には更に200種類以上の化合物がありますが、その内毒性を持っている29種類の化合物をそれぞれの毒性の強さに換算し、足し合わせたものが測定値(TEQ)となります。

ダイオキシン類は、800℃以上の高温による完全燃焼で分解可能であることから、平成12、13年度の焼却炉の対策工事と共に850℃以上の温度管理を徹底し、排出ガスには粉末活性炭吹込みによる吸着とバグフィルターによってろ過した後に排出しています。

【1. 排出ガスに含まれるダイオキシン類の測定値】(※測定値はO₂ 12%換算値)

排出ガス	単位	規制値	協定値		定量下限値	測定方法
	ng-TEQ/Nm ³	1	1・2号炉 1	3号炉 0.5	—	JIS K-0311

1号炉	測定日		R2.7.21	R3.2.26
	内訳	ダイオキシン類	0.025	0.056
		ダイオキシン類 (コプラナーPCB以外)	0.022	0.052
		コプラナーPCB	0.0031	0.0042

2号炉	測定日		R2.5.19	R2.11.26
	内訳	ダイオキシン類	0.032	0.011
		ダイオキシン類 (コプラナーPCB以外)	0.030	0.010
		コプラナーPCB	0.0018	0.00091

3号炉	測定日		R2.6.1	R2.12.23
	内訳	ダイオキシン類	0.053	0.027
		ダイオキシン類 (コプラナーPCB以外)	0.047	0.023
		コプラナーPCB	0.0057	0.0036

※全ての数値を有効数字2桁に丸めて算出しています。

※ダイオキシン類の測定値(毒性等量)については定量下限値はありません。

【2. 焼却灰に含まれるダイオキシン類の測定値】

焼却灰	単位	規制値	協定値	定量下限値	測定方法
	ng-TEQ/g	3	—	—	環境省告示第80号

1号炉	測定日	R2.7.21
	測定値	0.00046

2号炉	測定日	R2.5.19
	測定値	0.0015

3号炉	測定日	R2.6.1
	測定値	0.00063

【3. 処理飛灰に含まれるダイオキシン類の測定値】

処理飛灰	単位	規制値	協定値	定量下限値	測定方法
	ng-TEQ/g	3	—	—	環境省告示第80号

1回目	測定日	R2.5.19	測定値	0.30
2回目	測定日	R2.11.26	測定値	0.48

表-3) 騒音・振動測定

【説明】

公害防止協定値は協定書第6条第2項及び第3項に、調査測定は同第8条第2項に規定されています。

騒音はその人の心理状態や感覚、生まれ育った環境によって捉え方が異なることから、音圧が基準値を超えているものを騒音と定義しています。

振動は大型車両が通過するときの振動や大型機械が稼働しているときに起こる振動等です。

当施設は車両や送風機、コンプレッサーなど騒音や振動を発生させる機材が多いことから測定していますが、測定時に外部の影響も集測してしまうことがあります。

区分	単位	規制値	協定値	測定日 : R2.5.29						測定日 : R2.11.19						測定方法	
				(図-1. No.4)			(図-1. No.8)			(図-1. No.4)			(図-1. No.8)				
				下端値	中央値	上端値	下端値	中央値	上端値	下端値	中央値	上端値	下端値	中央値	上端値		
騒音	朝 6時～8時	デシベル	50	50	41	43	46	44	45	48	43	44	48	45	47	48	JIS Z-8731
	昼 8時～19時	デシベル	55	55	47	49	51	48	50	52	47	49	51	47	48	50	
	夕 19時～22時	デシベル	50	50	45	47	49	45	47	49	46	48	49	45	46	48	
	夜 22時～6時	デシベル	45	45	38	40	42	41	42	43	39	41	44	42	43	44	
振動	昼 8時～19時	デシベル	60	60	30未満	30未満	30未満	32	35	36	30未満	30未満	30未満	31	34	37	JIS Z-8735
	夜 19時～8時	デシベル	55	55	30未満	30未満	30未満	30	31	35	30未満	30未満	30未満	31	34	37	

表-4) 悪臭物質測定

【説明】

公害防止協定値は協定書第6条第4項に、調査測定は同第8条第2項に規定されています。

当該施設は悪臭防止法に従って、敷地境界と排出口において生活環境を損なうおそれのある物質(特定悪臭物質)22種類のうち主な発生源として規定されている5種類(排出口は3種類)を測定しています。

特定悪臭物質については下記を参照してください。

【悪臭物質】

- ①アンモニア — 一般的によく知られるし尿の臭いです。(当施設では排出ガス中の窒素化合物の除去においても使用しています。)
- ②硫化水素 — 下水やごみ処理施設では不可分な存在であり、嫌気性細菌による硫黄の還元によって発生する腐った卵のような臭いです。
- ③トリメチルアミン — 海洋魚や甲殻類の生ごみ等に含まれている腐った魚の臭いです。
- ④メチルメルカプタン — 有機化合物が腐敗することで発生する腐った玉ねぎのような臭いです。
- ⑤硫化メチル — 海洋プランクトンが生成するジメチルスルフィドが代表的で腐ったのり、海藻またはキャベツの臭いです。

(1)敷地境界

区 分	単 位	規制値	協定値	定量下限値	測定日 R2.7.16		測定日 R3.1.20		
					(図-2)		(図-2)		
					風下	風上	風下	風上	
敷地境界	アンモニア	ppm	1	1	0.1	ND	ND	ND	ND
	メチルメルカプタン	ppm	0.002	0.002	0.0001	ND	ND	ND	ND
	硫化水素	ppm	0.02	0.02	0.0001	ND	ND	ND	ND
	硫化メチル	ppm	0.01	0.01	0.0001	ND	ND	ND	ND
	トリメチルアミン	ppm	0.005	0.005	0.0005	ND	ND	ND	ND

※ NDは定量下限値未満を示しています。

(2)煙突出口

区 分	単 位	規制値	協定値	定量下限値	1号炉	2号炉	
					測定日 R2.7.16	測定日 R3.1.20	
煙突出口	トリメチルアミン	Nm ³ /h	2.44	2.44	0.001	ND	ND
	アンモニア	Nm ³ /h	487.7	487.7	0.1	1.5	0.5
	硫化水素	Nm ³ /h	9.8	9.8	0.001	ND	ND

(3)臭突出口

区 分	単 位	規制値	協定値	定量下限値	測定日 R2.7.16	測定日 R3.1.20	
					測定日 R2.7.16	測定日 R3.1.20	
臭突出口	トリメチルアミン	Nm ³ /h	0.266	0.266	0.001	ND	ND
	アンモニア	Nm ³ /h	53.2	53.2	0.1	ND	ND
	硫化水素	Nm ³ /h	1.06	1.06	0.001	ND	ND

表-5) 臭気濃度測定(調査測定)

【説明】

臭気濃度の公害防止協定値(目標値)は協定書第6条第4項、別表4より調査、測定方法については、同書第8条及び別表7に規定されています。
 ※三点比較式臭袋とは、臭いをつめた袋と無臭の袋2つを加えたものを1セットとして稀釈濃度を変えたものを複数用意し臭いを判定する測定方法で、被験者(パネル)複数に判定してもらうことで、精度と客観性を得ています。

(1)敷地境界 (測定場所 図2 参照)

区 分	測定地点	目標値	敷地境界	備 考
測定日:R2.7.16	風下	15	10未満	1、3号炉稼働
	風上		10未満	
測定日:R3.1.20	風下		10未満	2、3号炉稼働
	風上		10未満	

(2)煙突・臭突出口 (測定場所 図2 参照)

区 分	測定地点	目標値	煙突出口	臭突出口	備 考
測定日:R2.7.16	1回目	500	500	100	1号炉
	2回目		320		
測定日:R3.1.20	1回目		320	16	2号炉
	2回目		250		

※臭気濃度測定(印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書第6条第1項(4)悪臭値 別表4)において、臭気濃度は法規制が無いので目標値としている。

※測定方法:三点比較式臭袋法による

表-6) 処理水の水質測定

【説明】

公害防止協定値は協定書第6条第5項、調査測定等は同書第8条第2項に規定されています。

測定物質は、健康被害を生ずるおそれのある物質として水質汚濁防止法で定められている10物質を対象としていますが、当施設はクローズド方式として通常運転時は外部に放流することはありません。(放流時は下水道を利用します。)

各物質については下記を参照してください。

測定日：R2.6.25					
区分	単位	規制値	協定値	定量下限値	測定値
カドミウム	mg/l	0.01	0.01	0.001	ND
シアン	mg/l	不検出	不検出	0.01	ND
有機リン	mg/l	不検出	不検出	0.01	ND
鉛	mg/l	0.1	0.1	0.01	ND
六価クロム	mg/l	0.05	0.05	0.005	ND
砒素	mg/l	0.05	0.05	0.005	ND
総水銀	mg/l	0.0005	0.0005	0.00005	ND
アルキル水銀	mg/l	不検出	不検出	0.0005	ND
PCB	mg/l	不検出	不検出	0.0005	ND
ダイオキシン類	pg-TEQ/l	10	—	—	0

※「ND」は定量下限値未満を示しています。

●測定物質について

- ・カドミウム — 顔料やニッカド電池の電極等、工業製品に使用されており、健康被害としてはイタイイタイ病が有名です。
- ・シアン — シアン化合物として冶金やメッキ加工で使用されており、毒物として有名な青酸カリウムがあります。
- ・有機リン — 有機化合物として神経系、呼吸器系に対する毒性から殺虫剤として使われています。
- ・鉛 — 安価で加工しやすいため様々な場所で使用されていましたが、人間の酵素の働きを阻害するという毒性があり、現在は制限されています。
- ・六価クロム — 印刷やメッキ処理に使用されています。発がん性物質であり、付着したままでは皮膚炎や腫瘍を起こします。
- ・砒素 — 毒性の強さから農業や木材防腐で使用されています。森永ミルクや和歌山での事件等で有名な毒物です。
- ・総水銀 — 水銀単体と他の金属と混和させた合金の累計で、腎臓の中毒を発生させます。
- ・アルキル水銀 — 有機水銀化合物の総称、日本では水俣病の原因であるメチル水銀が有名です。健康被害は脳神経への中毒です。
- ・PCB — ポリ塩化ビフェニルのことで電気絶縁性や耐薬品性に優れることから様々な場所で使用されています。加熱によりダイオキシン類に変異します。

※ダイオキシンについては、表-2で説明したとおりです。

表一七) 排ガス中の重金属測定(調査測定)

【説明】

調査測定等は協定書第8条に規定されています。

下記区分にある重金属はごみに含まれているもので、焼却されることで分解され、拡散するおそれがあることから測定しています。

各測定物質については下記を参照してください。

なお、既に説明されているものについては省略してあります。

- ・ カルシウム — 古くから建材や工業、農業等、様々な分野で使われており、セメント等に含まれています。
- ・ バナジウム — 鉄鋼や合金、プラスチック原料生成の触媒で使われるほか、顔料や塗料でも使用されます。
- ・ マンガン — 電池の材料として有名ですが、化合物として肥料にも使われています。
- ・ 銅 — 硬貨に使われている他に電機器具の配線やケーブル、防腐剤や顔料、花火の着色材等にも使われています。
- ・ 亜鉛 — 亜鉛メッキ鋼板のトタンや合金としての真鍮のほか、顔料や医薬品、化粧品等に使われています。
- ・ フッ化水素 — 医薬用外毒物に指定されていますが、人口歯の生成等にも使われています。また、フッ素樹脂の原料になり、フライパンやホットプレートなどの調理器具の表面コート塗装などに多く使用されています。

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務：要測定												
測定方法	JIS K-0083(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を利用し測定)									JIS K-0109	JIS K-0105	環大企第141号
区分 単位:(mg/Nm ³)	カルシウム	バナジウム	カドミウム	鉛	ひ素	全クロム	マンガン	銅	亜鉛	シアン化水素	フッ化水素	PCB
定量下限値	0.02	0.01	0.002	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	0.01	0.2	1.0	0.01
測定日:R2.6.1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
測定日:R2.11.27	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

※ NDは定量下限値未満を示しています。

表一8) ごみ質分析(調査測定)

【説明】

調査測定等は協定書第8条に規定されています。

ごみ質とは、ごみの物質的・科学的性質の総称であり、下記の区分欄に書かれている紙類や厨芥類等の種類組成、水分、見掛比重、低位発熱量等を指します。これら进行分析し性状を把握することで、効率よく安定したごみの燃焼処理に活用しています。

〔規制値、協定値は無し〕 測定義務 : 要測定														
区分 単位:(%)	紙類	厨芥類	布類	草木類	プラスチック類	ゴム類	金属類	ガラス類	セト物、砂、石	その他	計	水分	見掛比重(kg/l)	低位発熱量(kcal/kg) (実測値)
測定日:R2.5.19	44.8	15.7	0.6	7.6	24.5	0.0	0.9	0.1	0.9	4.9	100.0	36.8	0.119	2,820
測定日:R2.8.17	38.9	16.7	1.7	8.1	25.5	0.4	2.1	0.3	0.7	5.6	100.0	35.1	0.133	2,910
測定日:R2.11.27	39.3	16.2	0.8	4.5	30.1	0.2	1.2	0.2	1.0	6.5	100.0	32.2	0.130	2,890
測定日:R3.2.26	39.0	15.6	0.9	3.2	33.2	0.2	2.0	0.6	0.9	4.4	100.0	36.1	0.145	2,990
平均	40.5	16.1	1.0	5.8	28.3	0.2	1.5	0.3	0.9	5.4	100.0	35.1	0.132	2,903

表-9) 気象測定結果

【説明】

騒音や振動、悪臭の測定時における気象状況を報告します。

これらは各測定項目における当日の気象状況を把握して、原因把握に努める資料としています。

(1) 騒音・振動測定日の気象 (表-3)

測定年月日	時間区分	天候	気温(°C)	湿度(%)	風向	風速(m/S)
測定日: R2.5.29	朝	晴	15.3	77	北西	1.8
	昼	晴	26.2	47	南南東	0.4
	夕	晴	22.2	71	南西	1.2
	夜	晴	18.7	73	南南東	1.6
測定日: R2.11.19	朝	晴	11.8	88	西北西	2.0
	昼	晴	22.3	74	南南西	4.4
	夕	晴	21.2	73	南	2.9
	夜	晴	20.8	73	南南西	4.8

(2) 悪臭物質測定日の気象 (表-4)

測定年月日	気温(°C)	湿度(%)	風向	風速(m/S)	測定地点
測定日: R2.7.16	19.4	85	北~北東	0.1~0.3	工場棟屋上
測定日: R3.1.20	0.5	37	北北西	1.2	工場棟屋上

(3) 臭気濃度測定日の気象 (表-5)

測定年月日	気温(°C)	湿度(%)	風向	風速(m/S)	測定地点
測定日: R2.7.16	19.4	85	北~北東	0.1~0.3	工場棟屋上
測定日: R3.1.20	0.5	37	北北西	1.2	工場棟屋上